

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
がと日、
の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の変更(地方課)

字の区域の変更(〃)
土地改良法による換地処分(二件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第九百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福井地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年一月二十日現在の地番による。)
福井字花田口大平	福井字花田口大平のうち八八六の五の一部、八八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福井字猿走りノ二八九六の一の一部、九〇一から九〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇四と一体をなす国有地の一部 福井字中江蔵口九六〇の一部、九六二の一の一部、九六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
福井字猿走りノ二	福井字花田口大平八八六の五の一部、八八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字猿走りノ二のうち八九六の一の一部、九〇一から九〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域 福井字上糟村九一〇の一部及びこれと一体をなす国有地 福井字水狭九三二、九三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字中江蔵口九六二の一の一部及びこれと一体をなす国有地
福井字上糟村	福井字上糟村のうち九二〇の一部、九一一、九一三、九一四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外以外の区域
福井字水狭	福井字上糟村九一〇の一部、九一一、九一三、九一四の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字水狭のうち九三二、九三三の一部、九三四の一部、九三九の一部、九四〇の一部、九四一及びこれらと一体をなす国有地

<p>福井字中江藤口</p>	<p>なす国有地以外の区域 福井字中江藤口九四二の一部、九四二の二の一部、九四五の二の一部、九四七の一部、九四八の一部、九四九から九五一まで、九五二の一部、九五四の一部、九六〇の一部、九六一の一部、九六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字熊田一〇三九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>福井字漆谷</p>	<p>福井字水狭九三四の一部及びこれと一体をなす国有地 福井字中江藤口のうち九四二の一部、九四二の二の一部、九四五の二の一部、九四七の一部、九四八の一部、九四九から九五一までの一部、九五二の一部、九五四の一部、九六〇の一部、九六一の一部、九六二の二の一部、九六三の二の一部、九六四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福井字中江九七九の二の一部、九七九の二、九八三の二、九八三の二 福井字熊田一〇三九の一部、一〇四〇の一部、一〇四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福井字中江</p>	<p>福井字中江藤口九六四の一及びこれと一体をなす国有地 福井字漆谷のうち九六六の二の一部、九六九の一部、一七三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福井字漆谷九六六の二の一部、九六九の一部、一七三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字中江のうち九七九の二の一部、九七九の二、九八三の二、九八三の二以外の区域</p>
<p>福井字蜂噠谷ノ 寺</p>	<p>福井字蜂噠谷ノ寺のうち一〇二五の一部、一〇二七の一部、一〇二九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>福井字蜂噠谷ノ 式</p>	<p>福井字蜂噠谷ノ寺一〇二五の一部、一〇二七の一部、一〇二九及びこれらと一体をなす国有地 福井字蜂噠谷ノ式全域 福井字長谷一六一九の二の一部、一七〇三の二の一部、一七〇四の二の一部</p>
<p>福井字熊田</p>	<p>福井字熊田のうち一〇三九、一〇四〇、一〇四一の二の一部、一〇四三の一部、一〇四六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>福井字風坂</p>	<p>福井字風坂のうち一〇四七、一〇四八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福井字海道谷</p>	<p>福井字海道谷のうち一〇五五の一部以外の区域 福井字片平一〇六三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>福井字片平</p>	<p>福井字水狭九三九の一部、九四〇の一部、九四一及びこれらと一体をなす国有地 福井字熊田一〇三九の一部及びこれと一体をなす国有地 福井字風坂一〇四七、一〇四八及びこれらと一体をなす国有地の一部 福井字海道谷一〇五五の一部 福井字片平のうち一〇六〇から一〇六四までの一部、一〇六五、一〇六六の一部、一〇六七から一〇六九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>福井字荷連ヶ坪</p>	<p>福井字熊田一〇三九の一部、一〇四〇の一部、一〇四一の二の一部、一〇四三の二の一部、一〇四六及びこれらと一体をなす国有地 福井字片平一〇六〇から一〇六二までの一部、一〇六四の一部、一〇六五の一部、一〇六九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>福井字荷連ヶ坪のうち一〇八一の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇八一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 福井字深田深坂一〇八八の二の一部、一〇九二から一〇九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福井字深田深坂</p>	<p>福井字海道谷一〇五五の一部 福井字片平一〇六四から一〇六六までの一部、一〇六七、一〇六八、一〇六九の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字荷連ヶ坪一〇八一の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇八一の三と一体をなす国有地の一部 福井字深田深坂のうち一〇八八の二の一部、一〇八九の二の一部、一〇八九の四の一部、一〇九二から一〇九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福井字重シ山一二二九の六の一部</p>
<p>福井字大高下</p>	<p>福井字深田深坂一〇八九の二の一と一体をなす国有地の一部 福井字大高下のうち一一〇五の一部、一一〇六の一部、一一二〇の一部、一一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福井字重シ山一一三七の一部、一一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二一九の一、一二一九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>福井字重シ山</p>	<p>福井字深田深坂一〇八九の二の一部、一〇八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字大高下一一〇五の一部、一一〇六の一部、一一二〇の一部、一一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字重シ山のうち一二一九の六の一部、一一三七の一部、一一四二の一部、一一四三の一部、一一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二一九の一、一二一九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>福井字西辛川</p>	<p>福井字大高下一一二二の一部及びこれと一体をなす国有地 福井字重シ山一一四二の一部、一一四三の一部、一一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地 福井字西辛川の全域 福井字東唐川一一七一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>福井字長谷</p>	<p>福井字長谷のうち一六一九の二の一部、一七〇三の二の一部、一七〇四の一部以外の区域</p>
<p>福井字東唐川</p>	<p>福井字東唐川のうち一一七一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第九百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による花口（下花口）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>花口字大谷尻</p>	<p>花口字下モ原道 上エ</p>	<p>花口字下モ原道 下タ</p>	<p>花口字下タ峠田</p>
<p>同上の区域（昭和六十三年二月五日現在の地番による。）</p>	<p>花口字大谷尻のうち五九の一の一部、六〇の一部、六一の一部、六二、六三の一部、六四の一部、六五、六六の一部、六七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字下モ原道上エ七五の一の一部、七五の二、八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 花口字下モ原道下タ一〇四、一〇五、一〇六の一部、一〇九の一部、一一〇から一一二まで、一一三の一部、一一五の一部、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>花口字下モ原道上エのうち七五の一の一部、七五の二、八四の一の一部、九九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字空峠田一五一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>花口字下モ原道下タのうち一〇四から一〇六まで、一〇八から一一七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>花口字大谷尻五九の一の一部、六〇の一部、六一の一部、六二、六三の一部、六四の一部、六五、六六の一部、六七及びこれらと一体をなす国有地の一部 花口字下モ原道下タ一〇六の一部、一〇八、一〇九の一部、一一三の一部、一一四、一一五の一部、一二六の一部、一二七及びこれらと一体をなす国有地の一部 花口字ラトウノ下タの全域 花口字灰子ケ市一二四の一部、一二五、一二六の一部、一二七及びこれらと一体をなす国有地の一部 花口字下タ峠田のうち一二八、一二八内第一の一部、一二九の一部、一三〇の一部、一三一の二の一部、一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>花口字仲袋二八九、二九〇の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>花口字空峠田 花口字下モ原道上エ九九の一の一部 花口字空峠田のうち一五一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 花口字棚谷一七〇から一八〇まで、一八一の一部、一八五の一部、一八六の一の一部、一八六の二、一八七の一、一八七の二、一九〇の一部、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字小棚谷二六一の一部、二六二、二六三、二六四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>花口字棚谷 花口字棚谷のうち一七〇から一八〇まで、一八一の一部、一八五の一部、一八六の一の一部、一八六の二、一八七の一、一八七の二、一九〇の一部、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>花口字小棚谷 花口字小棚谷のうち二六一の一部、二六二、二六三、二六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>花口字仲袋 花口字大谷尻五九の一の一部 花口字灰子ケ市一二四の一部、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字下タ峠田一二八、一二八内第一の一部、一二九の一部、一三一の一の一部、一三一の二の一部、一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字仲袋のうち二九七の一部、二九八の一の一部、二九八の二の一部、二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字並びに二八九、二九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字釜ヶ谷尻三〇八と一体をなす国有地の一部 花口字美津喜田三五八の一部、三五九の一部、三六一の一部、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

花口字釜ヶ谷尻	花口字釜ヶ谷尻のうち三〇八、三〇九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
花口字寺田	花口字仲袋二九七の一部、二九八の二の一部、二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、二九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 花口字釜ヶ谷尻三〇八、三〇九及びこれらと一体をなす国有地の一部 花口字美津喜田三五七、三五八の一部、三五九の一部、三六〇、三六一の一部、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地
花口字寺谷	花口字寺田のうち三六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字寺谷三七八の三、三七八の四、三八一内第一、三八六内第二と一体をなす国有地の一部 花口字の場四五三、四五四、四五四内第一、四五五から四五七まで、四五八から四六〇までの一部、四六〇内第二の一部及びこれらと一体をなす国有地
花口字場ヶ谷	花口字寺谷のうち三七八の三、三七八の四、三八一内第一、三八六内第二と一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字場ヶ谷のうち四四四から四四九まで、四五一、四五二と一体をなす国有地の一部以外の区域
花口字的場	花口字寺谷三八六内第二と一体をなす国有地の一部 花口字場ヶ谷四四四から四四九まで、四五一、四五二と一体をなす国有地の一部 花口字的場のうち四五四、四五四内第一、四五五から四五七まで、四五八から四六〇までの一部、四六〇内第二の二

廃止する字の名称	部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 花口字ヲトウノ下夕、花口字灰子ヶ市、花口字美津喜田
鳥取県告示第九百三十七号	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る福井地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。
鳥取県告示第九百三十八号	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る花口（下花口）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。
昭和六十三年十月四日	鳥取県知事 西 尾 邑 次
昭和六十三年十月四日	鳥取県知事 西 尾 邑 次
昭和六十三年十月四日	鳥取県知事 西 尾 邑 次